

朝倉市

松末復興かわら版

2017年7月5日の九州北部豪雨から7ヶ月が経過し、発災後松末地域から要望していた ①赤谷川などの河道位置の確定 ②沢谷危険箇所への対応確認 ③農地再生への手続の明確化 ④サイレン山再開の検討について回答が相次いだ。

2/11 農地に関する説明会

「激甚災害認定の詳細は3月から公開可」

2/11 日16時よりら 議事は ①朝倉市岩切くゆう館で松末コミュニティ主催 農地再生に関する説明会」が開催され住民114名が参加した。この説明会は昨年9/3、10/24の続編であり、行政からは朝倉市農林・農振7名、県農林から5名が出席した。



会場のらくゆう館には110名をこす住民が出席した。

後の質問で 災害指定を申請した事」と 指定に認可された事」の区別が曖昧だったために、質疑応答が長時間混乱した。結論として行政からの説明は以下の通りであった。

原形復旧が困難な災害だったので区画整理前提で国に申請している」

黒い杭が打ってある所は査定申請した所」申請した事と、認可された事は別」

河川沿いの農地はまとめて申請し、ほぼ認可されている」

由合の小規模な農地については条件を満たさない所は不認可になっている所もある」

個々の是非については個別に確認している」

河川沿いの申請した場所は直ぐに提示可能」

河川から外れた山間部の是非は現在整理中で3月から開示可能」

また 今後各集落で区画整理の是非について早急に決めて欲しい」

集落から要望があれば説明に伺う」と説明なされた。

また 「丁反2反の小さい田んぼでも最後の生きがいにしてきた。それを中間管理機構に委託することを前提に話としてはしない。」

5年まえの水害では激甚指定から漏れた所が出たので不安がある」などの意見もあった。

復旧完了までの休耕補償を検討してほしい」との意見には拍手が起こり、岩切部長から 今後関係機関に要請してゆくとの回答がなされた。

最後に 本月末から利水可能なのか?」の問いに対しては、伊藤会長から 自然落差と井戸の2様で試算をお願いしている」との回答であった。

各集落にて

確認 今後各集落にて ①区画整理に参加する地域の確定 ②区画整理4役員 工事委員・換地委員・農事委員・調整委員(以上兼務可)の選出

また激甚災害指定有無の開示は3月より、川沿いの土地では遺漏はないと思われるが、山の小規模農地については認可されなかった所があり、各集落集会には市農林課が同席対応する。

【区画整理までの手続】については本誌裏面に掲載しています。

2/7

松末からの河道要望

1月中旬までに各集落会議で出ていた河道位置の変更、防災集団移転、避難道路などの要望は九大で作成して頂いた復興新聞で住民に配布されていた。

松末地域コミュニティ協議会ではそれらを集約し全体地図を作成し、第3回復旧復興推進協議会に提出していたが、その中でも河道位置については復興計画の根幹となるために、設計が急がれていた。その後福岡県朝倉県土事務所災害河川課で検討しているが地元の見通し。河川にかかる農地の地番はこの段階にならないと判らないとの事であった。

2/7

沢谷危険箇所の対応

雨季までの応急措置を

12月末の激甚査定締め切り前に申請漏れの危険箇所が出ないように、松末各集落から53箇所の対応を要望したところであった。この要望に対し1月中旬に国県市の行政が合同で3日かけて全ての箇所の点検が行われた。

その後市を窓口を担当する所の割り振り調整が行われ、その結果報告が7日に松末コミュニティで行われた。

当日、国交省九州地方整備局筑後川河川事務所災害対策推進室・林野庁九州森林管理局治山課直轄治山対策室・福岡県朝倉県土整備事務所災害砂防課・朝倉市農林課・建設課が出席し、朝倉市復興計画の概要、河川課の報告を受ける。



県土朝倉事務所河川課より河道の報告を受ける。

地域内での集約を前倒しした事で、行政への手戻りを軽減するより良い意見交換が実現した。



国県市の治山砂防関係者合同チームから、説明を受ける。

九大提案 サイレン山再開提案

年明け1/14の真竹集落会議で出されたサイレン山に通す」案を受けて、九大から県に技術的検討を依頼していたが、先日県より九大へ回答があった。

2/8に三谷教授からその結果を伊藤会長と高倉瀬ノ口区長に説明があった。今後の対応については、九大支援団の中で協議を行い、その後、国・県・市と九大の4者会議を実施予定とのことである。

伊藤睦人会長より

九州北部豪雨から7ヶ月たちました。家の後片付けや農作業の準備に被災場所に戻られることもあると思います。

しかし早ければ菜種梅雨から強く降るかもしれません。今は以前の避難目安の雨量はもうあてになりません。ひよつとしたら10mmでも崩れるかもしれません。危険を感じたら早めの避難を心がけてください。

そして行政に乙石谷に避難所を作れといっても実際には無理です。だから下まで逃げ切れないときは、集落で一時的避難所を決めて、そこに避難してください。

また現在避難している家でも、あと片付けに来るともかもしれません。そのときは近所し声がけしておってください。

豪雨のとき軽トラックがおいたままで戻ってきたらちゃんとコミュニティに電話があります。しかしとても対応できません。近場に声がけして自分たちで確認し合ってください。

助かった命、助けられた命、我が命は自分で守る。それには基本的には逃げる。危険と感じたら逃げる。これを徹底してください。

行政機関の信頼関係もより促進され、隔週で情報交換会が継続されるなど前向きな広がりが出ている。



松末復興かわら版
バックナンバー

【１】区画整理の流れ

- ①事業概要計画書の作成
- ②朝倉市議会での議決
- ③土地改良法手続きの開始
- ④災害復旧工事着手
- ⑤土地の権利の確定
- ⑥災害復旧工事の完了
- ⑦地元負担金の清算

【２】事業概要計画書の作成

- ①地区役員の選出
 - ・ 工事委員（用水路・排水路・農道の計画）
 - ・ 換地委員（換地計画と換地基準）
 - ・ 農事委員（集団化と営農計画）
 - ・ 調整委員（地元調整）
- ②区画整理区域の決定
- ③公共施設計画（河川・道路・砂防・治山）
- ④農地農業用施設計画の作成

【３】区画整理区域の決定

- ・ 「区画整理」か「原形復旧」かを決定

【４】土地改良法の手続き開始

- ①事業概要計画書の公示、縦覧、同意の取得
- ②事業計画書の作成
- ③事業計画書の決定
 - 公示、縦覧、審査請求
- ④法務局への着工届
- ⑤工事着手

【５】土地の権利確定

- ①工事完了
- ②一時利用指定
- ③確定測量
- ④換地計画書の作成
- ⑤権利者会議
- ⑥換地計画書の認可、適否決定、公示、縦覧
- ⑦換地処分
- ⑧換地精算金徴収・支払い
- ⑨換地処分登記